政令第三百七十四号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び保険業法（平成七年法律第百五号）第百条の五第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の六第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条の次に次の一条を加える。

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十四条の二　保険会社（外国保険会社等を含む。次項において同じ。）は、法第百条の五第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第百条の五第二項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た保険会社は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者に対し、法第百条の五第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附　則

この政令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月二十八日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十五号

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十二月一日とする。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十六号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十五条の四第一項及び第百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第四条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条第六号及び第七号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条中「電気通信事業法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（登録講習機関に係る登録の有効期間）

第一条　電気通信事業法（以下「法」という。）第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

別表第一中「（第五条関係）」を「（第六条関係）」に改める。

別表第二中「（第十条関係）」を「（第十一条関係）」に改め、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三　法第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者	二八、八〇〇円

別表第二の備考中「三の項」を「四の項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第三条第四号及び第四条第六号」を「第四条第四号及び第五条第六号」に改める。

総務大臣　山本　早苗

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三